

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護保険室) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (同) 四
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 四
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 五
- 公有水面埋立ての免許 (水産業基盤整備課) 五
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 六
- 廃川敷地等の発生 (河川課) 七
- 選挙管理委員会 七
- 同時選挙の期日 七
- 同時選挙における投票及び開票の順序 七
- 政治団体の届出 七
- 政治団体の届出事項の異動届 七
- 政治団体の解散届 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十八年分） 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十九年分） 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十年分） 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十一年分） 八
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正（二件） 九

ページ

公安委員会

○ 警備法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施

告 示

○ 宮城県告示第九百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十一年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇五〇〇六七九	ヘルパーステーションもとよし 気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二番地二号	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十一年九月一日
○四七五二〇三〇一六	やさしい手仙台ケアセンター 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	株式会社やさしい手仙台	平成二十一年九月一日
○四七五四〇二二二九	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田二丁目一番十五号	株式会社STエンタープライズ	平成二十一年九月一日
○四七五五〇二二一八	ネクサスコート泉中央訪問介護事業所 仙台市泉区泉中央四丁目十四番地の五	株式会社ランドネクサス	平成二十一年九月一日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇五〇〇六八七	訪問入浴サービスもとよし 気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二番地の二	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十一年九月一日

三 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日

四 介護予防通所介護				三 介護予防訪問看護				二 介護予防訪問入浴介護				一 介護予防訪問介護			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四六五五九〇一〇七	ネクサスコート泉中央訪問看護ステーション 仙台市泉区泉中央四丁目十四番地の五	株式会社ランドネクサス	平成二十一年九月一日	〇四六五一九〇一七一	はづき訪問看護ステーション 仙台市青葉区八幡四丁目十七番十七号	株式会社はづき訪問看護ステーション	平成二十一年九月一日	〇四七〇五〇〇六八七	訪問入浴サービスもとよし 気仙沼市本吉町津谷合明戸二百二十二番地の二	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十一年九月一日	〇四七五五〇二二一九	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田一丁目一番十五号	株式会社STエントップ ライズ	平成二十一年九月一日
〇四七五五〇二二一九	やさしい手仙台ケアセンター 吉成 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	株式会社やさしい手仙台	平成二十一年九月一日	〇四七五〇二二二一八	ネクサスコート泉中央訪問看護事業所 仙台市泉区泉中央四丁目十四番地の五	株式会社ランドネクサス	平成二十一年九月一日	〇四七五〇二二一九	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田一丁目一番十五号	株式会社STエントップ ライズ	平成二十一年九月一日	〇四七五〇二二一九	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田一丁目一番十五号	株式会社STエントップ ライズ	平成二十一年九月一日
〇四七五〇二二一九	やさしい手仙台ケアセンター 吉成 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	株式会社やさしい手仙台	平成二十一年九月一日	〇四七五〇二二二一八	ネクサスコート泉中央訪問看護事業所 仙台市泉区泉中央四丁目十四番地の五	株式会社ランドネクサス	平成二十一年九月一日	〇四七五〇二二一九	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田一丁目一番十五号	株式会社STエントップ ライズ	平成二十一年九月一日	〇四七五〇二二一九	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田一丁目一番十五号	株式会社STエントップ ライズ	平成二十一年九月一日

五 介護予防福祉用具貸与				六 特定介護予防福祉用具販売			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇五〇〇六九五	大谷デイサービスセンター 気仙沼市本吉町窪二十一番地の二	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十一年九月一日	〇四七五五〇二二〇〇	トータルケア株式会社 仙台市泉区南中山二丁目二番地の六	トータルケア株式会社	平成二十一年九月一日
〇四七二七〇〇七九八	デイサービスセンターあつたかい 黒川郡富谷町東向陽台一丁目三番六号	株式会社テンダー	平成二十一年九月一日	〇四七五五〇二〇九二	介護ショップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の七	株式会社松田会	平成二十一年九月一日
〇四七二〇二〇一八七二	七福デイサービス 石巻市中浦一丁目二番六十号	株式会社レインボー	平成二十一年九月十五日	〇四七五五〇二〇九二	介護ショップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の七	株式会社松田会	平成二十一年九月一日
〇四七二二〇〇九五六	わらいの郷 登米市追町新田字彦道六十一番地の五	特定非営利活動法人わらいの館四季	平成二十一年九月十五日	〇四七五〇二二二一九	もとよし福祉用具貸与事業所 気仙沼市本吉町津谷館岡五十一番地の六	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十一年九月一日
〇四七二五〇一六九二	デイサービスセンター優真園 大崎市三本木新町一丁目二番二十号	株式会社スマイルウェル フエア	平成二十一年九月十五日	〇四七〇六〇〇一八〇	有限会社三栄電機商会 白石市本町九十七番地	有限会社三栄電機商会	平成二十一年九月十五日

○宮城県告示第九百二十四号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十一年十月二十日

一 訪問入浴介護
宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七五三〇〇〇一八	事業所の名称及び所在地 総合福祉ツクイ若林 仙台市若林区河原町二丁目 四番二号アルファ河原町一階	事業者の名称又は氏名 株式会社ツクイ	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
-------------------------	---	-----------------------	--------------------------

二 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七五四〇一七四一	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンターにこ トピア向山の家 仙台市太白区八木山緑町四 番地二十四号	事業者の名称又は氏名 株式会社サンメディック 又	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
-------------------------	--	--------------------------------	--------------------------

三 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 ○四七五三〇一四四六	事業所の名称及び所在地 二チイのきらめき仙台若林 仙台市若林区荒井丑の頭四 十五番地の五	事業者の名称又は氏名 株式会社二チイのきらめ き	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
○四七五五〇一七七一	二チイのきらめき仙台松森 仙台市泉区松森字台九十五 番地の一	株式会社二チイのきらめ き	平成二十一年 九月三十日

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七五四〇一九〇七	事業所の名称及び所在地 福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	事業者の名称又は氏名 医療法人美瑛	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
-------------------------	--	----------------------	--------------------------

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七五二〇一三九〇	事業所の名称及び所在地 株式会社佐々木義肢製作所 仙台市青葉区木町通二丁目 三の三	事業者の名称又は氏名 株式会社佐々木義肢製作 所	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
○四七五四〇一九〇七	福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	医療法人美瑛	平成二十一年 九月三十日

○宮城県告示第九百二十五号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十一年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四二二八一〇二〇二	事業所の名称及び所在地 財団法人宮城厚生協会中新 田民主医院 加美郡加美町矢越三百四十 五番地	事業者の名称 財団法人宮城厚生協会	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
○四七〇六〇〇三三〇	株式会社ほほえみの里 白石市白川小奥字表前六十 八番地	株式会社ほほえみの里	平成二十一年 九月三十日
○四七〇八〇〇二二九	二チイケアセンター角田 角田市角田字扇町十一番地 五	株式会社二チイ学館	平成二十一年 九月三十日
○四七一五〇〇四九六	やすらぎ苑古川居宅介護支 援事業所 大崎市古川小野字一ノ坪四 十三番一〇一	株式会社東北医療システ ム又	平成二十一年 九月三十日

○宮城県告示第九百二十六号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十一年十月二十日

一 介護予防訪問入浴介護
宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
-----------	-------------	------------	-------

〇四七五三〇〇一八	総合福祉ツクイ若林 仙台市若林区河原町二丁目 四番二号アルファ河原町一 階	株式会社ツクイ	平成二十一年 九月三十日
-----------	--	---------	-----------------

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一七四一	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンターにこ トピア向山の家 仙台市太白区八木山緑町四 番地二十四号	事業者の名称又は氏名 株式会社サンメディック ス	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
-------------------------	--	--------------------------------	--------------------------

三 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五三〇一四四六	事業所の名称及び所在地 二チイのきらめき仙台若林 仙台市若林区荒井丑の頭四 十五番地の五	事業者の名称又は氏名 株式会社二チイのきらめ き	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
〇四七五五〇一七七一	二チイのきらめき仙台松森 仙台市泉区松森字台九十五 番地の一	株式会社二チイのきらめ き	平成二十一年 九月三十日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五一〇一三九〇	事業所の名称及び所在地 株式会社佐々木義肢製作所 仙台市青葉区木町通二丁目 三の三	事業者の名称又は氏名 株式会社佐々木義肢製作 所	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
〇四七五四〇一九〇七	福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	医療法人美瑛	平成二十一年 九月三十日

五 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五一〇一三九〇	事業所の名称及び所在地 株式会社佐々木義肢製作所 仙台市青葉区木町通二丁目 三の三	事業者の名称又は氏名 株式会社佐々木義肢製作 所	廃止年月日 平成二十一年 九月三十日
〇四七五四〇一九〇七	福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	医療法人美瑛	平成二十一年 九月三十日

〇宮城県告示第九百二十七号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一一二〇三三五	事業所の名称及び 所在地 第三はんとく苑 登米市米山町字校岡 貝待井三十四・三	指定障害福祉 サービスの種類 生活介護	設置者名 社会福祉法人 榮特会	指定年月日 平成二十一年 十月一日
--------------------	---	---------------------------	-----------------------	-------------------------

〇宮城県告示第九百二十八号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のと
おり免許した。
平成二十一年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 免許年月日
平成二十一年十月十四日

- 二 免許を受けた者の名称
南三陸町

- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種ばなな漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地に隣接する公有水面

(2) 区域

次の(イ)の地点から(ニ)の地点を順次に直線で結んだ線及び(イ)の地点と(イ)の地点を結ぶ平成二十
一年の春分の満潮位（DL+1.15四メートル）における公有水面と陸地との境界線により
囲まれた区域

- (イ)の地点 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地内に埋設した浜北緯三八度四三分一三秒、
東経一四一度三三分二八秒を基点A点とし、A点から 一七七度三三分三七秒、
二一・八九メートルの地点

- (ロ)の地点 (イ)の地点から 一九二度五六分三〇秒 三〇・〇〇メートルの地点
 (ハ)の地点 (ロ)の地点から 二八二度五六分三〇秒 一〇・〇〇メートルの地点
 (ニ)の地点 (ハ)の地点から 一二度五六分三〇秒 三〇・〇〇メートルの地点
 (三) 面積 三〇〇・〇〇平方メートル
- 2 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 第一種ばなな漁港区域内
 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地に隣接する公有水面
- (2) 区域 次の(ア)の地点から(オ)の地点を順次に直線で結んだ線及び(オ)の地点と(ア)の地点を結ぶ平成二十一年の春分の満潮位(DL+1・一五四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- (ア)の地点 本吉郡南三陸町歌津字中山一三五番地内に埋設した鉄北緯三八度四三分一三秒、東経一四一度三三分二八秒)を基点A点とし、A点から 一一三度三九分二秒、五・九一メートルの地点
 (イ)の地点 (ア)の地点から 一〇二度五六分三〇秒 二〇・〇〇メートルの地点
 (ロ)の地点 (イ)の地点から 一九二度五六分三〇秒 七〇・〇〇メートルの地点
 (ハ)の地点 (ロ)の地点から 二八二度五六分三〇秒 五〇・〇〇メートルの地点
 (ニ)の地点 (ハ)の地点から 一二度五六分三〇秒 五〇・〇〇メートルの地点
 (三) 面積 二、八九九・九九平方メートル

四 埋立地の用途 漁港施設用地
 ○宮城県告示第九百二十九号
 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年十月二十日
 一 許可を取り消した年月日
 平成二十一年十月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 商号又は名称等

栄進工業 相澤正	大崎市古川沢田字三ツ 江三・二	般、二十 第一万八千三 百三十八号	全部廃業 とび・土工事業	平成二十一年 九月七日
青葉興業株式会社 半田正	仙台市青葉区木町九、 十五	般、十八 第七千三百四 十二号	一部廃業 一般建設業 塗装工事 内装工事 建具工事	平成二十一年 九月三日
東北運輸株式会社 野口賢一	栗原市築館字照越寺沢 六十五・一	般、十八 第一万六千三 百三十号	全部廃業 とび・土工事業 鋼構造物工事 鋼筋工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装工事 熱絶縁工事 建具工事	平成二十一年 九月二日
田園都市開発株式会社 木村武彦	仙台市宮城野区扇町五 丁目二・十六	特、二十 第一万八千百 六十八号	全部廃業 とび・土工事業 左官工事 大工工事 建築工事 特種建設業	平成二十一年 九月十四日
株式会社遠藤工務店 遠藤守	名取市手倉田字八幡四 百五十九・一	般、十八 第十二号	一部廃業 一般建設業 左官工事 板金工事 塗装工事 防水工事 建具工事	平成二十一年 九月八日
株式会社ガーデ ン二賀地 田中秀穂	仙台市青葉区上愛子字 遠野原三十四・一	般、十九 第二百五十七 号	一部廃業 とび・土工事業 石工事 ほ装工事 水道施設工事	平成二十一年 九月八日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 許可 番号	申請区分及び許可 工事の種類	受付年月日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第九百三十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川鳴瀬川水系荒屋敷川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年八月十二日

三 廃川敷地等の位置

黒川郡大衡村奥田字永下十一番及び十二番並びに同字二本木十三番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 六百三十七・七一平方メートル

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十二号

本吉郡南三陸町の町長選挙及び本吉郡南三陸町の議会議員一般選挙は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙と同時にこれを行う。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

○宮選管告示第百五十三号

平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙及び同時に執行する南三陸町長選挙並びに南三陸町議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

一 宮城県知事選挙

二 南三陸町長選挙

三 南三陸町議会議員一般選挙

○宮選管告示第百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

村井嘉浩知事を支援する大衡の会 曾根 昭雄 鈴木 和信 黒川郡大衡村大衡字塩浪三・四四 平成二十一年九月三日

山口莊一郎を囲む会 米澤 隆 高橋 文弥 石巻市末広町三・一 平成二十一年九月十日

小山善弘後援会 千葉 俊文 小野寺清文 気仙沼市磯草一七三 平成二十一年九月十日

千葉伸孝後援会 千葉賢二郎 千葉 伸孝 本吉郡南三陸町志津川字沼田一五〇・八四 平成二十一年九月十八日

遠藤やすお後援会 秦 従道 遠藤 誉子 仙台市青葉区五橋一・七・一五 平成二十一年九月十八日

民主みやぎの会 木村 勝好 渡辺 明 仙台市青葉区本町三・六・五 平成二十一年九月二十四日

村井よしひろを支援する大崎の会 佐々木征治 菊地 恵一 大崎市古川七日町四・四〇 平成二十一年九月二十五日

富県みやぎネットワイク 伊藤 信幸 佐々木 盛 仙台市宮城野区榴岡一・七・一〇 平成二十一年九月三十日

○宮選管告示第百五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
自由民主党宮城県支部連合会	小野寺五典	代表者	小野寺五典	土井 亨	平成二十一年九月十五日
自由民主党東和支部	高泉 雅楽	同	高泉 雅楽	森本欣八郎	平成二十一年九月十八日
同	同	会計責任者	森本欣八郎	白岩 幹夫	平成二十一年九月十八日
同	同	主たる事務所の所在地	登米市東和町米谷字根郭八五	登米市東和町錦織字山谷六	平成二十一年九月十八日
民主党宮城県第3区総支部	橋本 清仁	同	岩沼市館下一・五・四三	岩沼市館下一・五・一四	平成二十一年九月十八日
(その他の政治団体)					
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
保科郷雄後援会	水沼 博信	代表者	水沼 博信	水沼 良和	平成二十一年九月八日
同	同	会計責任者	高橋 茂	水沼 博信	平成二十一年九月八日
宮城県税理士政治連盟	島 知弘	代表者	島 知弘	大場 穆	平成二十一年九月十一日
橋本きよひと後援会	橋本 清仁	主たる事務所の所在地	岩沼市館下一・五・四三	岩沼市館下一・五・一四	平成二十一年九月十八日
山内昇一後援会	阿部慶之進	代表者	阿部慶之進	山内 文夫	平成二十一年九月二十九日
○宮選管告示第百五十六号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。					
平成二十一年十月二十日					
宮城県選挙管理委員会 委員長 佐 藤 健 一					
(その他の政治団体)	代表者の氏名	解散年月日	解散届出年月日		
沼津敬太郎後援会	沼津 哲朗	平成二十一年八月三十一日	平成二十一年九月十五日		
星喜美男後援会	阿部 一郎	平成二十一年九月二十九日	平成二十一年九月二十九日		
○宮選管告示第百五十七号					
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。					

政治団体の名称	代表者氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
り公表する。				
平成二十一年十月二十日				
宮城県選挙管理委員会 委員長 佐 藤 健 一				
(その他の政治団体)				
政治団体の名称	代表者氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。				
平成二十一年十月二十日				
宮城県選挙管理委員会 委員長 佐 藤 健 一				
(その他の政治団体)	代表者の氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
政治団体の名称	代表者氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。				
平成二十一年十月二十日				
宮城県選挙管理委員会 委員長 佐 藤 健 一				
(その他の政治団体)	代表者の氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
政治団体の名称	代表者氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。				
平成二十一年十月二十日				
宮城県選挙管理委員会 委員長 佐 藤 健 一				
(その他の政治団体)	代表者の氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
政治団体の名称	代表者氏名	収入・支出の総額	収入総額	支出総額
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。				
平成二十一年十月二十日				
宮城県選挙管理委員会 委員長 佐 藤 健 一				

成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 皇宮美男後援会

報告年月日 平成21年9月29日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○宮城県知事選挙区六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

(その他の政治団体)

政治団体の名称 沼津敬太郎後援会

報告年月日 平成21年9月29日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

政治団体の名称 皇宮美男後援会

報告年月日 平成21年9月29日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 〇円

ア 前年繰越額 〇円

イ 本年収入額 〇円

(2) 支出総額 〇円

○宮城県知事選挙区六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成十八年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成十九年宮選挙告示第五三十七号の一語を次のとおり改める。

平成二十一年十月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

皇宮美男後援会(宮城県知事選挙区六十号)の平成十八年分収支報告書の要旨

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳の「寄附の内訳」のうち政治団体からの寄附の

「小計 574,000円」の次は、

「特定パーティーの概要」

「特定パーティー」 「対価に係る収入」 「対価の支払を」 「特定パーティー」 「の名称」 「の金額」 「した者の数」 「の開催場所」 「」

「第10回政経セミナー」 69,010,000円 6,901人 江陽グランドホテル 5F 鳳凰の間」

「第11回政経セミナー」 49,500,000円 4,950人 江陽グランドホテル 5F 鳳凰の間」

「小計 118,510,000円」

「政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳」

「ア 第10回政経セミナー」

「イ 政治団体からの対価の支払」

「対価の支払を」 (金額) (事務所の所在地)

「した者の名称」 「」

「宮城県医師連盟 1,000,000円 仙台市青葉区」

「イ 第11回政経セミナー」
 「(7) 政治団体からの対価の支払」
 「対価の支払を」 (金) (事務所の所在地)
 「した者の名称」
 「 宮城県医師連盟 1,000,000 円 仙台市青葉区、や町26」
 ○阿部謙和市長(11月) 仙台市青葉区、や町26」
 政経法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提供
 があった平成二十年分の収支報告書について、修正の報告書が提出されたので、平成二十一年阿部謙和
 市長(11月)の収支報告書に改める。

阿部謙和市長(11月)の収支報告書
 収 入 支 出 概 要

由田出井栄阿部謙和市長(11月)の収支報告書の
 2 収入・支出の内訳中

(1) 収入の内訳の「特定パーティーの雑費」の
 「小 計 50,480,000 円」の内訳

「政治資金/パーティーの対価に係る収入の内訳」
 「ア 第12回政経セミナー」

「(7) 政治団体からの対価の支払」
 「対価の支払を」 (金) (事務所の所在地)
 「した者の名称」
 「 宮城県医師連盟 1,000,000 円 仙台市青葉区、や町26」

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第174号
 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業
 務管理者講習を次のとおり実施する。
 平成21年10月20日

1 講習実施期日 宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

平成21年11月24日(火)から同月27日(金)までの4日間(11月24日は午前9時30分から午後
 4時50分まで、同月25日及び26日は午前9時30分から午後3時50分まで、27日は午前9時30分か
 ら午後0時20分までとし、午後1時から修了審査を実施する。)

2 実施場所
 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員
 40人

4 受講手続

(1) 申込み受付期間
 平成21年11月4日(水)から同年11月17日(火)まで(土・日曜日を除く。)の10日間(毎日
 午前9時から午後5時まで)

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。
 (2) 申込書の提出先
 宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。
 (3) 提出書類
 ア 機械警備業務管理者講習申込書 1通

イ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通
 (4) 受講手数料
 公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第68の項に基づき、38,000
 円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に徴収すること。

5 講習の委託先
 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 社団法人宮城県警備業協会

6 その他
 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全全部生活環境課
 (電話番号022-221-7171 内線3184)